

労働法概論

峯村光郎 著



中正な労働法学者として定評のある著者が、永年にわたる自らの研究と実務上の経験をふまえ、労働関係の膨大な法律的素材、文献および判例を批判的に概観して一つの体系にまとめ上げた信頼できる標準的概説書。

労 働 法 概 論

峯 村 光 郎 著



有斐閣ブックス

著者紹介

昭和5年 慶応義塾大学法学部卒業
昭和13年 慶応義塾大学教授
昭和23年 法学博士
昭和47年 慶応義塾大学名誉教授、国学院大学教授、
日本学士院会員

昭和53年2月 逝去

主要著書

団結と協約の法理（昭24，新版昭40，鳳舎）
公労法・地公労法（コンメンタール）（昭31，新版昭46，日本
評論社）
公共企業体等労働関係法（法律学全集）（昭36，新版昭47，有
公務員労働関係法（斐閣）
公労法の理論と実務（昭42，勁草書房）
経営秩序と団結活動（労働法実務大系）（昭44，総合労働研究
所）
経済法の基本問題（昭23，増補昭34，慶応通信社）
法の実定性と正当性（昭34，増補昭44，有斐閣）



労働法概論

〈有斐閣ブックス〉

昭和51年3月20日 初版第1刷発行
昭和58年2月25日 初版第9刷発行

定価1,700円

著 作 者 みね 村 光 郎
 峯 村 光 郎

発 行 者 え ぐさ た あつ
 江 草 忠 允

発 行 所 株式 有 斐 閣
 会社

東京都千代田区神田神保町2-17
電 話 東 京 (264) 1311 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番
京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印 刷 大日本法令印刷
製 本 稲 村 製 本 所

©1976, 峯村光一. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替いたします。

ISBN 4-641-08313-4

は し が き

労働関係と労働法とは、不断の緊張関係を通じて相互に生成する関係にある。というわけは、労働関係は、労働法に関係づけられ、労働法になつて形成されなければならないが、また労働法は、労働関係に関係づけられ、労働関係に対応して実現されなければならないからである。

しかし労働関係は、経済の工業化に照応する産業社会の構造変動によつて制約される人間関係として、極めて特殊的・個性的性格をもっている。これに反して、労働法の原則は、近代的労働組合主義にもとづく一般的・抽象的性格のものである。労働法学にとつて重要なことは、具体的事件における正しい法律判断であり、何が法律的に正しい秩序であるかの判定である。

わが国の労働法は、敗戦という特殊事情のもとで短期間に定立されたこともあって、もっぱら米・独の労働法制を受容したところが少なくない。その一例が労組法七条の不当労働行為に関する規定および同法一六条の労働協約の不可変的効力に関する規定などである。しかし詳細に比較検討すると、一九三五年のアメリカの全国労働関係法八条とわが労組法七条との規定内容には差異があるし、また一九一八年のドイツの労働協約令一条とわが労組法一六条との規定内容にも差異がある。それらの重要な差異をみのがさないかぎり、アメリカおよびドイツの学説を、わが国において、そのまま採用することはできないと考えられる。

労働三法が制定されてから三〇年になろうとする今日、わが国の労働法研究はめざましい発展を遂げたし、裁判例の集積も次第に多くなり、労働委員会の資料なども増大してきた。これら法律的素材および文献ならびに判例か

らなる多くの資料を批判的に概観することは、労働法の研究にとつては不可欠な意義をもつ。これら多くの素材や資料を批判的に概観して、労働法を一つのまとまった体系にまとめることは、至難の仕事であるが、ともかく私なりにまとめたのが本書である。

労働法の概説書、とりわけ教科書としての本書は、年間で約二五回、四〇時間の講義という制約を顧慮した。したがって労働三法の解説を中心とし、特別労働法については例外的に最小限度に触れるにとどめた。それでも、なお本書の内容には濃淡の差を生じることが避けられない結果になった。わたくしは本書を執筆するに当って、一三年前に刊行した旧著「労働法講義」を昨年七月限り絶版にした。

本書の出版については、有斐閣常務取締役新川正美氏の行き届いた心づかいに与かった。とりわけ、多忙な仕事の合間に拙稿を通読された新川氏からは、出版人ならではの貴重な助言を受けた。ここに附記して、同氏のご厚情に対して心からの謝意を表したいと思う。

一九七六年一月

峯 村 光 郎

凡 例

〔略 語 表〕

◆法令名

労基法 労働基準法
 労基則 労働基準法施行規則
 女年則 女子年少者労働基準規則
 安衛法 労働安全衛生法
 最賃法 最低賃金法
 労組法 労働組合法
 労調法 労働関係調整法
 令 施行令
 規則(則) 施行規則
 労委則 労働委員会規則
 公労法 公共企業体等労働関係法
 地公労法 地方公営企業労働関係法
 行訴法 行政事件訴訟法

◆判例集

民集 最高裁判所民事判例集
 刑集 最高裁判所刑事判例集
 高民集 高等裁判所民事判例集
 高刑集 高等裁判所刑事判例集
 労民集 労働関係民事裁判例集
 労刑集 労働関係刑事裁判例集
 労判集 労働関係民事裁判集
 労資 労働関係民事行政裁判資料
 刑資 労働関係刑事裁判資料
 行裁集 行政事件裁判例集
 下刑集 下級裁判所刑事裁判例集

◆通達(通牒・訓令等)

基発 労働省労働基準局長通達
 発基 労働省労働基準局関係の労働
 次官通牒
 労働省労働基準局長回答
 労働省労働基準局労働基準監
 取監 督課長回答

読者のための参考文献(独立の著書、論文集を省く)

日本労働法学会編 労働法講座 全七巻 有斐閣
 日本労働法学会編 新労働法講座 全八巻 有斐閣
 石井照久編 労働法大系 全五巻 有斐閣
 石井清信編 労働法大系 全五巻 有斐閣
 浅井清信編 総合判例研究叢書(労働法) 全二一巻 有斐閣
 労使関係法研究会報告書 労使関係法運用の実情及び問題点 全四巻 日本労働協会

目次

第一篇 総論

第一章 労働法の概念と本質

第一節 労働法の概念と本質

- 一 従属労働者の特別法としての労働法 (一)
- 二 社会法としての労働法 (二)
- 三 労働関係と労働契約 (三)

第二章 労働法の根本思想

第一節 契約から協約を経て立法へ

- 一 個別的労働関係から集团的労働関係へ (一)
- 二 労働者の保護 (二)
- 三 労働法の目的 (三)

第三章 労働法の成立と発展

第一節 労働法前史

- 一 労働法以前 (一)
- 二 保護立法への動向 (二)

第二節 労働法第一期 (日清戦争から第一次世界大戦まで)

- 一 近代的労働組合の出現 (一)
- 二 工場法の制定 (二)

第三節 労働法第二期 (第一次世界大戦から満州事変まで)

- 一 工場法の施行 (一)
- 二 労働組合運動の復活 (二)
- 三 労働組合法案の議会提出 (三)

第四節 労働法第三期 (満州事変から太平洋戦争敗北まで)

- 一 労働立法の停頓 (一六)
- 二 戦時労務統制 (一七)

第五節 労働法第四期（敗戦以後）	一六
------------------	----

- 一 占領軍の労働組合育成策 (一六)
- 二 労働三法の制定 (一六)
- 三 民間労組と官公労組の分離 (二)
- 四 労働組合法等の第一次改正 (三)
- 五 講和条約の発効と労働関係法の第二次改正 (五)

第四章 労働法の淵源	二九
------------	----

第一節 労働法の実在形態	二九
--------------	----

- 一 成文労働法 (二九)
- 二 慣習労働法 (二九)
- 三 判例労働法 (三〇)
- 四 自主労働法 (三〇)
- 五 解釈例規（訓令と通牒） (三一)
- 六 国際労働法 (三一)

第五章 労働法の基本概念	三三
--------------	----

第一節 人的基本概念	三三
------------	----

- 一 労働者 (三三)
- 二 労働者類似の者（家内労働者） (三四)
- 三 使用者 (三三)

第二節 物的基本概念	三六
------------	----

- 一 経営 (三六)
- 二 企業 (三六)

第六章 労働法の価値体系	三六
--------------	----

第一節 労働法の規範的構造	三六
---------------	----

- 一 労働法の原理 (三七)
- 二 労働関係の規範的構成 (三七)

第二節 労働法の価値体系	四〇
--------------	----

- 一 労働権 (四〇)
- 二 団結権 (四一)
- 三 団体交渉権 (四二)
- 四 争議権 (四四)
- 五 労働基本権と公共の福祉 (四四)

第二篇 個別的労働法 四七

第一部 労働関係法 四七

第一章 総 論 四七

第一節 労働基準法の意義 四七

- 一 労働保護法としての労働基準法（四七）
- 二 労基法の適用範囲（四八）
- 三 労基法における労働者と使用者（五〇）

第二節 労働基準法の基本原則 五三

第二章 労働契約法 五七

第一節 労働関係と労働契約 五七

- 一 労働関係（五七）
- 二 労働契約の二重構造（五八）
- 三 労働契約の法的性質（五九）

第二節 労働関係の成立 五九

- 一 労働契約の締結（五九）
- 二 労働契約の瑕疵（六〇）

第三節 労働者の義務 六三

- 一 労働義務（六三）
- 二 誠実義務（六三）

第四節 使用者の義務 六四

- 一 賃金支払義務（六四）
- 二 労務受領義務（六四）

第五節 労働契約の一般的制限 六五

- 一 労基法に違反する労働契約（六五）
- 二 契約期間（六六）
- 三 労働条件の明示（六六）
- 四 賠償予定の

禁止（六五） 五 前借金相殺の禁止（六七） 六 強制貯金の禁止（六八）

第六節 労働関係の終了

一 終了原因（六九） 二 解雇の承認と退職（七一）

第七節 解雇の制限禁止

一 解雇の予告（七三） 二 解雇予告の例外（即時解雇）（七四） 三 解雇制限（七六） 四 労働契約終了後の使用者の義務（七七）

第八節 賃金の規制

一 賃金債権の保全の必要（七九） 二 労基法における賃金の意義（七八） 三 賃金の支払（八〇）
四 非常時払（八三） 五 休業手当（八三） 六 出来高払制の保障給（八四） 七 最低賃金（八四）

第九節 労働時間の規制

一 労働時間（八六） 二 労働時間の規制（八七） 三 割増賃金（八八） 四 休憩（八九） 五 休日（九〇）
六 宿直および日直（九〇） 七 労働時間および休憩の特例（九〇） 八 労働時間・休憩および休日の規定の適用除外（九二）

第一〇節 年次有給休暇

一 有給休暇の意義（九三） 二 有給休暇請求権発生の要件（九三） 三 有給休暇権の行使と附与（九四）
四 有給休暇中の賃金（九五） 五 有給休暇権の行使と消滅（九六）

第三章 就業規則

第一節 経営秩序と就業規則

一 就業規則の意義（九七） 二 就業規則の法的規制（九七） 三 就業規則の法的性質（九八）

第二節 就業規則の内容および効力

一 就業規則の内容 (一〇)	二 就業規則の効力 (一〇)	104
第三節 就業規則違反と懲戒		
一 労働契約と懲戒 (一〇四)	二 懲戒処分の意義 (一〇五)	三 懲戒の種類 (一〇五)
		四 懲戒解雇 (一〇六)
第二部 労働保護法		107
第一章 女子および年少者の保護		107
第一節 総 説		107
一 女子・年少者の保護の意義 (一〇七)	二 労基法上の女子および年少者の保護 (一〇八)	107
第二節 女子労働者の保護		108
一 労働時間および休日についての規制 (一〇八)	二 作業の内容および場所に関するもの (一〇九)	
三 生理休暇、産前産後の休業および育児時間に関するもの (一〇九)	四 帰郷旅費の支給 (一一〇)	
第三節 年少労働者の保護		111
一 最低就業年齢の制限 (一一)	二 労働時間・休日・深夜業の規制 (一二)	三 作業内容および場所の規制 (一二)
制 (一二)	四 帰郷旅費の支給 (一二)	
第四節 未成年者と労働契約		113
一 未成年者の労働契約 (一二)	二 未成年者の賃金請求権 (一二)	
第二章 技能者養成および寄宿舎		115
第一節 技能者の養成		115
一 徒弟制の弊害排除 (一二五)	二 職業訓練に関する特例 (一二五)	
第二節 事業附属の寄宿舎		116

- 一 事業附属の寄宿舎 (二六)
- 二 寄宿舎生活の自治 (二七)
- 三 寮長などの役員選任の自由 (二七)
- 四 寄宿舎規則 (二七)
- 五 寄宿舎の設備および安全 (二八)

第三章 労働安全衛生および労働災害補償

第一節 労働安全衛生の基準

- 一 安全衛生基準の法定 (二九)
- 二 事業者等の責務 (二九)
- 三 労働災害防止計画 (三〇)
- 四 安全衛生管理体制 (三〇)
- 五 危険または健康障害防止措置 (三〇)
- 六 機械等および有害物に関する法規制 (三〇)
- 七 安全衛生教育および就業制限 (三一)
- 八 健康管理 (三一)

第二節 労働災害補償

- 一 労働災害と災害補償 (三一)
- 二 補償責任の要件 (三一)
- 三 災害補償請求権 (三一)
- 四 災害補償の責任者 (三一)
- 五 災害補償の内容 (三一)
- 六 災害補償の審査および仲裁 (三二)

第四章 監督機関その他

第一節 監督行政

- 一 監督行政の意義 (三二)
- 二 監督機関 (三二)
- 三 監督機関に対する労働者の申告 (三二)

第二節 その他

- 一 使用者の労基法上の義務 (三三)
- 二 附加金 (三三)
- 三 両罰規定 (三三)
- 四 労基法上の請求権の時効 (三九)

第三篇 集团的労働法

第一章 総論

第一節 集团的労働法概念と体系

一 概念と体系 (二三)	二 集团的労働法と個別的労働法 (二三)	二三
第二節 集团的労働法の目的		

一 目的 (二三)	二 労使の集团的自治と限界 (二三)	二三
第二章 労働組合の組織と運営		一五

第一節 労働組合		一五
----------	--	----

一 労働組合法による労働組合の出現 (二三)	二 労働組合の組織形態 (二三)	
第二節 労働組合法上の労働組合		一七

一 労働組合の意義 (一七)	二 労働組合の設立 (一七)	三 労働組合の規約 (一四)	
第三節 労働組合の資格審査			一四

一 資格審査制度 (一四)	二 資格審査の内容 (一四)	三 資格審査の手続 (一五)	四 無資格組合の法律上の地位 (一五)
---------------	----------------	----------------	---------------------

第四節 労働組合の運営		一四七
-------------	--	-----

一 労働組合の機関 (一四七)	二 労働組合への加入・脱退 (一四八)	三 労働組合の組織的規制 (一五〇)
四 組合運営と使用者 (一五〇)		

第五節 労働組合の分合・組織変更・解散		一五四
---------------------	--	-----

一 分裂と集団脱退 (一五四)	二 組合の合同と組織変更 (一五五)	三 解散 (一五六)
-----------------	--------------------	------------

第三章 団体交渉		一五八
----------	--	-----

第一節 団体交渉の意義と態様		一五八
----------------	--	-----

一 団体交渉の意義 (一五八)	二 団体交渉の態様 (一五九)
-----------------	-----------------

第二節 団体交渉の当事者	一六〇
一 団体交渉の当事者（二六〇）	
二 団体交渉の担当者（二六〇）	
第三節 団体交渉の対象	一六四
一 団体交渉事項（二六四）	
二 団体交渉の方法（二六四）	
三 団体交渉の方式（二六六）	
第四節 苦情処理制度および労使協議制	一六七
一 苦情処理制度（二六七）	
二 労使協議制（二六七）	
第四章 労働協約	一六八
第一節 労働協約の概念	一六八
一 労働協約の意義（二六八）	
二 わが国の労働協約法制（二六八）	
第二節 労働協約の成立	一七〇
一 協約能力（二七〇）	
二 労働協約の様式（二七二）	
第三節 労働協約の内容	一七三
一 労働協約内容の分類（二七三）	
二 協約の規範的部分（二七四）	
三 協約の債務的部分（二七四）	
四 協約の組織的（制度的）部分（二七五）	
第四節 労働協約の効力	一七五
一 規範的部分の効力（二七五）	
二 組織的部分の効力（二七五）	
三 債務的部分の効力（二七五）	
第五節 労働協約の適用範囲および効力の拡張	一八〇
一 労働協約の適用範囲（二八〇）	
二 労働協約効力の拡張（二八〇）	
第六節 労働協約の消滅	一八七

第七節	労働協約の法的性質……………	一九三
第五章	労働争議……………	一九六
第一節	労働争議と争議行為……………	一九六
	一 労働関係と労働紛争（一九六）	
	二 労働争議の概念（一九六）	
	三 争議行為の概念（一九六）	
	四 争議行為の届出（一九六）	
第二節	争議行為と法的責任……………	一九九
	一 刑事上の免責（一九九）	
	二 民事上の免責（一九九）	
第三節	争議行為の正当性……………	二〇〇
	一 正当性の意義（二〇〇）	
	二 争議行為の目的（二〇〇）	
	三 争議行為の手段（方法と態様）（二〇〇）	
第四節	争議行為の類型……………	二〇三
	一 組合の争議行為の類型（二〇三）	
	二 使用者の争議行為（二〇三）	
第五節	争議行為と第三者……………	二〇八
	一 第三者に対する責任（二〇八）	
	二 非組合員の賃金請求権（二〇八）	
第六節	争議行為の制限禁止……………	二一〇
	一 争議行為の法律的規制（二一〇）	
	二 争議行為開始の決定（二一〇）	
	三 調整中の争議行為（二一〇）	
第六章	争議調整……………	二一六
第一節	労働争議の一般的調整……………	二一六

一 労働争議の調整手続 (三六)	二 あっせん (三六)	三 調停 (三七)	四 仲裁 (三九)
五 私的調整 (三九)			

第二節 緊急調整	三二
一 緊急調整の概念 (三二)	
二 緊急調整の手続 (三三)	

第七章 不当労働行為	三三
第一節 不当労働行為制度	三三
一 不当労働行為制度の沿革 (三三)	
二 不当労働行為制度の意義 (三四)	

第二節 不当労働行為の成立要件	三四
一 使用者の不当労働行為 (三四)	
二 使用者の不当労働行為意思 (三五)	

第三節 不当労働行為の態様	三六
一 不利益取扱 (差別処遇) (三六)	
二 黄犬契約 (三七)	
三 団体交渉拒否 (三八)	
四 支配介入 (三九)	

第四節 不当労働行為の救済手続	三九
一 救済機関 (三九)	
二 救済の申立 (三九)	
三 命令 (四〇)	
四 行政訴訟 (四一)	
五 緊急命令 (四二)	

第八章 労働委員会	三四
第一節 労働委員会制度	三四
一 行政委員会としての労働委員会 (三四)	
二 労働省の外局としての中労委 (三四)	
三 労働委員会の種類 (三五)	

第二節 労働委員会の組織	三五
--------------	----

第三節 労働委員会の権限	一 労働委員会の構成 (三三)	二 委員の任命手続 (三五)	三 委員の資格 (三六)	四 委員の任期 (三七)
	五 中労委会長・会長代理・事務局 (三七)	六 地方労働委員会 (三七)	七 船員中央労働委員	
	会・船員地方労働委員会 (三七)			
事項索引	一 労働委員会に共通の権限 (三七)	二 中労委の特別権限 (三六)		
				卷末